

内閣参質一七七第二四号

平成二十三年二月四日

内閣総理大臣菅直人

参議院議長西岡武夫殿

参議院議員義家弘介君提出朝鮮学校無償化手続き停止の法的根拠などに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員義家弘介君提出朝鮮学校無償化手続き停止の法的根拠などに関する質問に對する答弁書

一について

御指摘の高木文部科学大臣の答弁は、先般の北朝鮮による砲撃が、我が国を含む北東アジア地域全体の平和と安全を損なうものであることに鑑み、教育を含めた我が国への影響についての懸念を表明したものである。

二について

公立高等学校に係る授業料の不徵収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）第一条第一項第二号ハの規定に基づく指定の手続（以下「指定手続」といいう。）については、先般の北朝鮮による砲撃が、我が国を含む北東アジア地域全体の平和と安全を損なうものであり、政府を挙げて情報収集に努めるとともに、不測の事態に備え、万全の態勢を整えていく必要があることに鑑み、一旦停止することとしたものであり、同規則等の規定に基づいて停止したものではない。

三について

御指摘の「朝鮮学校」に対する指定手続は、現在、全て停止している。

四について

御指摘の高木文部科学大臣の答弁は、御指摘の菅内閣総理大臣からの指示の前に行われたものである。